

原因調査を行ったが、製品に起因して生じた事故かどうか不明であると判断した案件

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
1	A202000017 令和2年3月13日(高知県) 令和2年4月8日	電気毛布	CB-5200(東京芝浦電気株式会社ブランド)	日本電熱株式会社(東京芝浦電気株式会社ブランド)	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、寝室のベッド上で敷き布団と掛け布団の間に挟んだ状態で使用しており、事故発生時、当該製品の電源は切らずに外出していた。 ○電源コードは被覆が焼損していたが、断線はなく、異常発熱した痕跡は認められなかった。 ○当該製品の毛布本体は、布団等とともに焼損しており、ベッド上で焼損が著しかった箇所は、毛布本体のヒーター線が焼失していた。 ○コントローラーに出火した痕跡は認められなかった。 ○当該製品は、製造から約50年が経過する製品であった。 ○当該製品は、使用者が廃棄しており、詳細を確認することができなかった。 ●当該製品は、毛布本体のヒーター線が異常発熱して焼損した可能性が考えられるが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
2	A202000279 令和2年6月 ※不明(群馬県) 令和2年7月21日	電動アシスト自転車	A6B16	ブリヂストンサイクル株式会社	(重傷1名) 当該製品と使用者(80歳代)が転倒した状態で発見され、負傷していた。	○使用者は、当該製品で転倒しているところを発見され、その後、自宅で意識混濁となっていたために入院し、脳に水がたまっていることが判明したが、転倒との因果関係は不明であるとの使用者の弟の申出内容であった。 ○当該製品は、サークルロックを施錠、開錠するとハンドルロックが連動して施錠、開錠される機構を搭載しており、2019年6月24日からリコールされているリコール対象外型式(第6世代)であり、ハンドルロックのケースに破損は認められなかった。 ○サークルロックの施錠、開錠の操作を行ったところ、ハンドルロック動作及びびかんぬきの摺動に異常は認められなかった。 ○ヘッドパイプのナットが緩んでおり、ハンドルにがたつきがあり、走行動作を確認した際、ハンドルのがたつきによる違和感があった。 ○ヘッドパイプのナットが緩んだ時期は、特定できなかった。 ●当該製品は、ハンドルにがたつきがあり、ハンドル操作に影響を及ぼした可能性があるが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
3	A202000300 令和2年6月6日(兵庫県) 令和2年7月29日	電動アシスト自転車	F4YB48	ブリヂストンサイクル株式会社	(重傷1名) 使用者(70歳代)が当該製品で走行中、自動車に接触し、転倒、左足を負傷した。	○使用者が当該製品で横断歩道内を走行中に、左折しようとした自動車が当該製品の右側から接触した。 ○当該製品は、サークルロックを施錠、開錠すると連動してハンドルロックが施錠、開錠される機構を搭載しているが、2018年の製造であるため、2019年6月24日からリコールされているリコール対象型式ではなく、使用者宅へ訪問した営業担当者が当該製品を確認したところ、ハンドルロックのケースは破損していなかったとの報告であった。 ○当該製品は、ハンドルバーが少し左に向いていたが、ハンドルの回転に異常は認められなかった。 ○当該製品は、使用者が調査を拒否しているため、確認できなかった。 ●当該製品で横断歩道内を走行中に、左折の自動車が当該製品の右側に接触したものであり、製品に起因しない事故と推定されるが、当該製品の確認ができず、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
4	A202000312 令和2年7月14日(福岡県) 令和2年7月31日	バッテリー(リチウムイオン、電動工具用)	BAT609(株式会社NSSブランド)	株式会社エムケートレーディング(株式会社NSSブランド)	(火災) 倉庫で当該製品を充電中、当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品を他社製充電器に装着して充電中、異音がしたので充電器から取り外したところ出火した。 ○当該製品は他社製電動工具用の非純正バッテリーであった。 ○当該製品は樹脂製外郭が焼損及び溶融しており、製品内部の制御基板は確認できなかった。 ○当該製品に内蔵するリチウムイオン電池セルは著しく焼損しており、一部の電池セルは確認できなかった。 ●当該製品の焼損は著しく、リチウムイオン電池セルや制御基板が確認できないことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
5	A202000479 令和2年1月20日(東京都) 令和2年10月2日	自転車	AR6TPL	ブリヂストン サイクル株 式会社	(重傷1名) 使用者(80歳代)が当該製品 で走行中、段差を降りたところ、 ハンドルがロックし、転倒、 左足を負傷した。	○使用者は、荷物を前かごに載せた当該製品に乗車し、駐輪場から車道への段差を降りた際、突然ハンドルが動かなくなり、左側へ転倒したとの申出内容であった。 ○当該製品は、サークルロックを施錠、開錠するとハンドルロックが連動して施錠、開錠される機構を搭載しており、2019年6月24日からリコールされているリコール対象型式(第5世代)であったが、ハンドルロックのケースに破損は認められなかった。 ○ハンドルポストの固定が緩く、前輪を固定した状態でハンドルバーに力をかけるとハンドルポストが回転する状態であったが、走行中にハンドルが動かなくなることはなく、ハンドルの回転に異常は認められなかった。 ○サークルロックのかんぬきの摺動は円滑でなく、開錠時にスポークと干渉する位置で止まった。 ○サークルロックの施錠及び開錠時、ハンドルロックのロック機構の作動及びインジケーターの表示に異常は認められなかった。 ○サークルロックのスライダーとケースの摺動面に汚れが付着しており、事故発生時のスライダーの摺動状態は不明であった。 ○連動ワイヤーに屈曲や変形等は認められなかった。 ●当該製品は、サークルロックを施錠、開錠するとハンドルロックが連動して施錠、開錠される構造であるが、サークルロックを開錠した際にかんぬきが後輪の回転に支障ない位置へ戻っても、サークルロック内部のスライダーや連動ワイヤーに異常が生じているとハンドルロック内部のロックレバーが正常な位置に戻らなくなることがあり、走行時のハンドル操作等でロックレバーが上玉押しと干渉してハンドルが突然ロックした可能性があるが、当該製品及び事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
6	A202000512 令和2年9月23日(兵庫県) 令和2年10月16日	自転車	C60TP3	ブリヂストン サイクル株 式会社	(重傷1名) 使用者(70歳代)が当該製品 で走行中、ハンドルがロック し、転倒、左肘を負傷した。	○当該製品で走行中、左に曲がろうとしたところ、突然ハンドルがロックし、左側に転倒したとの申出内容であった。 ○当該製品は、サークルロックを施錠、開錠すると連動してハンドルロックが施錠、開錠される機構を搭載しており、2019年6月24日からリコールされているリコール対象型式(第5世代)であるが、ハンドルロックのケースに破損は認められなかった。 ○前輪及び後輪の回転に異常は認められず、前輪、前ホーク及び前泥よけステーに異物の巻き込みによる損傷及びその痕跡は認められなかった。 ○ハンドルロックの内部に異常は認められなかった。 ○サークルロックの連動ワイヤーを装着するスライダーの組付状態に異常は認められなかったが、開錠時にかんぬきが戻り切らず、スライダー内部に汚れが付着しており、事故発生時のスライダーの摺動状態は不明であった。 ●当該製品は、サークルロックを施錠、開錠するとハンドルロックが連動して施錠、開錠される構造であるが、サークルロックを開錠した際にかんぬきが後輪の回転に支障ない位置へ戻っても、サークルロック内部のスライダーや連動ワイヤーに異常が生じているとハンドルロック内部のロックレバーが正常な位置に戻らなくなることがあり、走行時のハンドル操作等でロックレバーが上玉押しと干渉してハンドルが突然ロックした可能性があるが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
7	A202000568 令和2年8月17日(東京都) 令和2年11月6日	電動アシスト 自転車	F6IB38	ブリヂストン サイクル株 式会社	(重傷1名) 使用者(70歳代)が当該製品 で走行中、転倒し、左膝を負 傷した。	○当該製品で走行中、ハンドルが重く左に取られ、そのまま左へ転倒したとの申出内容であった。 ○当該製品はサークルロックを施錠、開錠すると連動してハンドルロックが施錠、開錠される機構を搭載しており、2019年6月24日からリコールされているリコール対象外型式(第6世代)であり、ハンドルロックのケースに破損は認められなかった。 ○前タイヤは空気圧が不足して潰れた状態で、実走行試験の結果、スラローム走行ではハンドルの回転が通常より重く感じられたが、前タイヤの空気を充填すると解消された。 ○ハンドルロック及びサークルロックの作動状態に異常は認められなかったが、スライダーに粉じんが付着しており、事故発生時の摺動状況は不明であった。 ●当該製品は、スラローム走行時にハンドルの回転が通常より重く感じられたことから、ハンドル操作時にバランスを崩したり、ハンドルが突然ロックしてバランスを崩した可能性があるが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
8	A202000670 令和2年11月8日(広島県) 令和2年12月14日	電気トースター	RPT-1	オカノ株式会社	(火災) 病院の食堂で当該製品を溶解する火災が発生した。	○当該製品を使用していたところ、当該製品から発煙し、発火した。 ○外郭樹脂の上部は焼損しており、底面も中央部の樹脂に焼失が認められた。 ○当該製品の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品の樹脂製のほこりよけカバーは確認できなかった。 ○当該製品とともに焼損していた由来不明の金属蓋の内側に当該製品の上部の形状と一致する痕跡が認められた。 ●当該製品の電気部品に出火の痕跡が認められなかったことから、ヒーターの過熱により製品の外郭樹脂が焼損したものと推定されるが、焼損が著しく、詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
9	A202000842 令和2年10月10日(北海道) 令和3年2月3日	凍結防止用ヒーター(水道用)	PL-8	電熱産業株式会社	(火災) 作業場で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、一般住宅と作業場間に地上からの高さ2mで空中配管されていた金属の水道配管及び作業場屋内の壁面内の水道配管に施工されていた。 ○一般住宅と作業場間の水道配管の長さ約3mに対して、当該製品のヒーター部の長さは8mあり、ヒーター部が約1cm間隔で巻かれていた。 ○ヒーター部は通常、専用保護テープで固定するが、当該製品はビニールテープで固定後に配管断熱材が巻かれていた。 ○当該製品は、作業場内の壁面内部の水道配管に巻かれていたヒーター部の先端部分が溶融し、周辺の断熱材が焼損していた。 ○当該製品の施工者に関する情報は得られなかった。 ○取扱説明書には、当該製品を水道管に巻き付ける際の、外気温に応じた巻付け間隔が明示され、「配管が屋外から屋内へ通っている場合、必ず屋外側と屋内側は別々のヒーターを取り付ける。」旨、注意表記されていたが、いずれも守られていなかった。 ●当該製品は、ヒーター部分が異常発熱して焼損したものと推定されるが、当該製品や施工状態の確認ができなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
10	A202000893 令和3年2月1日(兵庫県) 令和3年2月18日	扇風機(充電式、携帯型)	ZX-F180	東明ジャパン株式会社	(火災) 当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品は2018年に購入し、使用及び充電を実施したが、次年以降使用しておらず、使用中及び保管中に当該製品に衝撃を加えるようなことはなかったとの申出内容であった。 ○当該製品内蔵のリチウムイオン電池セルの正極側に焼損があり、周辺の樹脂製外郭部分が著しく焼損していた。 ○電池セルは外装フィルムを焼損していたが、缶体に変形や膨張はなく、封口体は外れていなかった。 ○基板、スイッチ及び電池セル内部の電極体は確認できなかった。 ○事故発生現場には、当該製品以外に出火源となりうる物はなかった。 ●当該製品は、基板又は内蔵のリチウムイオン電池セルが異常発熱して出火したものと推定されるが、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
11	A202000911 令和3年1月25日(神奈川県) 令和3年2月25日	ポータブル電源(リチウムイオン)	008601C-JPN-FS	加島商事株式会社	(火災) 事務所で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、他社製タブレット端末及び他社製ポータブル電源とともに充電中であった。 ○当該製品は焼損が著しく、外郭等の樹脂製部品が焼失していた。 ○リチウムイオン電池セルは、外装フィルムが焼失し、連結タブが外れてバラバラになっていた。 ○メイン基板は著しく焼損し、電子部品は脱落していたが、基材に穴空きは認められなかった。 ○表示基板は確認できなかった。 ○他社製のタブレット端末及びポータブル電源はいずれも樹脂製外郭が焼失して著しく焼損していた。 ●当該製品は、内蔵のリチウムイオン電池セルが異常発熱して、出火した可能性が考えられるが、焼損が著しく、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	(A202000998と同一事故)

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
12	A202000967 令和3年2月20日(東京都) 令和3年3月17日	マットレス	DGY S	株式会社ニトリ	(重傷1名) 圧縮梱包された当該製品を開封したところ、左手指を負傷した。	○当該製品はコイル式のマットレスで、内側ビニールに包まれた状態で圧縮密封してロール状に巻き、巻き終わりの端部3か所をテープで固定し、更に外側ビニールで包まれていた。 ○使用者は外側ビニールを外し、ロール状の当該製品を縦にした状態で3か所のテープを切ったときに、急激に膨らんだ当該製品によって左手が押され、小指が反り返り骨折したとの申出内容であった。 ○再現試験により、内側ビニールに穴を開けた状態でテープを切ると圧縮された当該型式品は急激に膨らみ、一気に広がった。 ○内側ビニールは使用者により廃棄されていたため、穴の有無を確認できなかった。 ○同梱されている取扱説明書には、「テープを切るときは、圧縮密封しているビニールを切らない。」旨、記載されていた。 ○他社製品にも、開梱方法及びビニールの切り方の説明も類似した圧縮マットレスが確認された。 ●使用者が圧縮密封してロール状に巻かれた当該製品を開梱した際、急激に膨らんだ当該製品が手に当たって負傷したものと推定されるが、事故発生時の詳細な状況が不明であり、内側ビニールも廃棄されていることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
13	A202000984 令和2年8月25日(香川県) 令和3年3月19日	扇風機	F-L401J	松下精工株式会社(現 パナソニックエコシステムズ株式会社)	(火災) 保育園で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は天井取付け型の製品で、当該製品及び設置していた天井並びに床が焼損していた。 ○当該製品は廃棄されており、確認できなかった。 ○当該製品は、2～3年前より故障のため使用していなかったが、事故発生時の電源スイッチは「入」の状態であった。 ○モーターは、モーターコイルとコイル接続線との接続部に焼損した痕跡が認められた。 ●当該製品は、モーターから出火した可能性が考えられるが、当該製品の確認ができず、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
14	A202000998 令和3年1月25日(神奈川県) 令和3年3月25日	タブレット端末	iPad A1456	Apple Japan 合同会社	(火災) 事務所で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○事故発生時、当該製品は、他社製ポータブル電源及び別の他社製ポータブル電源とともに充電されていた。 ○当該製品の焼損は著しく、背面のアルミ製パネルが焼失して変形し、リチウムイオン電池セルが露出していた。 ○電池セル3個は、うち1個が脱落し、いずれもセパレーター及び正極アルミ箔が焼失していた。 ○基板に出火の痕跡は認められなかった。 ○2台の他社製ポータブル電源はいずれも外郭、電池セルの外装フィルムが焼失する等して著しく焼損していた。 ●当該製品は、内蔵のリチウムイオン電池セルが異常発熱して、出火した可能性が考えられるが、焼損が著しく、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	(A202000911と同一事故)
15	A202100055 令和3年3月18日(高知県) 令和3年4月20日	エアコン	CS-BA28K	松下電器産業株式会社(現 パナソニック株式会社)	(火災) 建物を全焼する火災が発生した。現場に当該製品があった。	○当該製品は、本体電源が「入り」の状態であったが、運転は停止中であった。 ○当該製品の焼損は著しく、樹脂部品は焼失しており、また制御基板、ファンモーター等の電気部品が焼失して確認できなかった。 ○アルミ放熱フィンが右側が一部焼失していた。 ○電源コードは、中間部で断線しており、溶融痕が認められたが、一次痕か二次痕かの推定はできなかった。 ○端子板の接続端子及び接続する配線に異常発熱した痕跡は認められなかった。 ●当該製品の焼損は著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
16	A202100242 令和3年6月1日(福岡県) 令和3年7月5日	ウォーター サーバー	WFD-1420W	株式会社 ジャパネット サービスイノ ベーション	(火災、軽傷1名) 当該製品及び周辺を焼損す る火災が発生し、1名が軽傷 を負った。	○使用者が居間でテレビを見ている最中、焼けるようなにおいがしたためダイニングキッチン の方を見ると、当該製品付近から火が出ていた。 ○当該製品の焼損は著しく、樹脂部品が溶け落ちている状況であった。 ○本体上部のメイン基板は著しく焼損し、電源配線コネクター部からトランスにかけた電源一 次側が焼失し、電源配線は基板から外れていた。 ○本体上部のメイン基板近傍にある冷水タンク保冷用の発泡材は焼失していた。 ○本体内部の配線は、被覆がほぼ焼失していたが、熔融痕等は認められなかった。 ○電源コード、電源プラグ等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、メイン基板の電源一次側から出火した可能性が考えられるが、基板の一部 が焼失して確認できないこと、また事故発生時の状況が不明であることから、製品起因か否 かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
17	A202100249 令和3年4月20日(広島県) 令和3年7月8日	食器洗い乾燥 機	不明	パナソニック 株式会社	(火災) 建物を全焼する火災が発生 し、現場に当該製品があっ た。	○事故発生時、当該製品は使用中でなく、延長コードから当該製品の電源プラグを外してい たとの使用者の申出内容であった。 ○当該製品の外観は、著しく焼損して原形をとどめておらず、左右及び後面の金属製外郭の みを残して樹脂部品が焼損し、コントローラー基板、ポンプモーターとともに底部に堆積した 状態であった。 ○当該製品の電源コード及び延長コードは焼損して断線しており、それらの芯線及び断線部 に熔融痕は認められなかったが、当該製品電源コードのプラグ部分及び延長コードのコード コネクタボディは確認できなかった。 ○当該製品のヒーター、ヒーターカバー及び操作盤のスイッチ等の金属部品は確認できな かった。 ○コントローラー基板等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の焼損は著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、 事故原因の特定には至らなかった。	
18	A202100271 令和2年9月4日(東京都) 令和3年7月15日	ヘアドライ ヤー	SL-013(株 式会社I-ne ブランド)	株式会社東 亜産業(株 式会社I-ne ブランド)	(重傷1名) 当該製品より火花が散り、手 に火傷を負った。	○当該製品の本体に破損や焼損は認められなかった。 ○本体と電源コードの接続部(ブッシング部)でコードの被覆に焼損が認められた。 ○接続部の焼損以外に出火の痕跡は認められなかった。 ○取扱説明書には、「本体に電源コードを巻き付けない。電源コードが断線し、火災、感電、 やけどのおそれがある。」旨、記載されている。 ●当該製品は、電源コード本体側コードプロテクター付近に引っ張りや屈曲などのストレスが 加わり、芯線が半断線し、スパークが発生したものと考えられるが、詳細な使用状況が不明 のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
19	A202100299 令和3年3月5日(東京都) 令和3年7月27日	電動アシスト 自転車	A6D62	ブリヂストン サイクル株 式会社	(重傷1名) 使用者(80歳代)が当該製品 で走行中、車道から歩道へ乗 り上げたところ、転倒、負傷し た。	○当該製品で走行中、ハンドルを左に切り、歩道に乗り上げようとしたところ、前輪が縁石に沿って滑り続けるような状態となり転倒したが、当該製品で走行中にハンドルはロックしていないとの使用者からの申出内容であった。 ○当該製品は、サークルロックを施錠、開錠すると連動してハンドルロックが施錠、開錠される機構を搭載しており、2019年6月24日からリコールされているリコール対象型式(第5世代)であるが、ハンドルロックのケースに破損は認められなかった。 ○前後輪に走行中の転倒につながるような回転異常は認められなかった。 ○前輪、前ホーク及び前泥よけステーに異物の巻き込みによる損傷及びその痕跡は認められなかった。 ○施錠及び開錠動作を確認したところ、異常は認められなかった。 ○ハンドルロックの内部に異常は認められなかった。 ○連動ワイヤーを装着するスライダーの組付状態に異常はなく、スライダー内部に汚れが付着していたが、事故発生時のスライダーの摺動状況は不明であった。 ○サークルロックの開錠時、かんぬきの摺動に抵抗があり、完全に戻りきらずにスポークと接触しない位置で止まったが、インジケーターは開錠を示す「青」表示でハンドルにロックは掛かっていなかった。 ○後輪の多数のスポークがサークルロックと接触する位置で変形しており、スポークが1本折損していた。 ○サークルロックの外郭の裏板が変形しており、かんぬきにスポークと接触した痕跡が認められた。 ●当該製品は、歩道に乗り上げようとしたとき、何らかの要因でバランスを崩して転倒した可能性があるが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
20	A202100303 平成19年6月 ※不明(宮城 県) 令和3年7月28日	自転車	RA6TPL	ブリヂストン サイクル株 式会社	(重傷1名) 当該製品で走行中、ブレーキ が効かず、電柱に衝突し、顔 を負傷した。	○購入後1か月の当該製品で、ブレーキの利きが悪くバランスを崩し、電柱に顔を強打したとの申出内容であった。 ○前ブレーキのブレーキブロックは摩耗していたが、事故発生後約14年間ほぼ毎日使用していたことから、長期間の使用により摩耗したものと考えられた。 ○前ブレーキワイヤーのアウトターが新しい状態であった等、ブレーキを調整した形跡が確認された。 ●当該製品は事故発生後も長期間継続使用しており、事故発生時の状態が維持されていないため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
21	A202100319 令和3年3月14日(滋賀県) 令和3年8月4日	運動器具(バランスボール)	ノンバースト フィットネス ボール	株式会社カ インズ	(重傷1名) 当該製品を使用中、当該製 品が破裂し、転倒、負傷し た。	○使用者が当該製品に乗って使用していたところ、突然破裂して身体が落下し、背骨を圧迫骨折した。 ○使用者は、事故発生の3日前に当該製品の空気が抜けていたため硬くなる程度に空気を入れ直していた。 ○当該製品は、空気穴とその対面をつなぐ方向に大きく裂け、裂け目の中央付近が破裂の起点となったものと推定され、起点付近に、割けた方向と同方向の浅い傷の筋が複数認められた。 ○当該製品は発泡塩化ビニル製で、表層部についた傷が空気圧や使用時の負荷等で進展し、発泡セル同士がつながるように亀裂が拡大したものと推定された。 ○同等品を用いて、耐荷重の160kgに相当する荷重を加えたところ、破裂や空気の抜けは認められなかった。 ○当該製品及び同型品から切り出した試験片で引張試験を行ったところ、引張破断強度に大きな差は認められなかったことから、当該製品は強度低下していないと考えられた。 ○同等品を用いて、使用時と同等の荷重を加えながらカッターナイフで荷重方向と平行方向に幅10mmの表面を貫通する深い傷を付けたところ、亀裂が縦方向へ急速に進展して裂け、空気が瞬時に抜けた。 ○取扱説明書には、「ボールの直径が65cm以上になるまで空気を入れない。」、「先の尖った物や鋭利な物、ザラザラした物などを近づけない。」、「破損、変形など異常がある場合は使用を中止する。」旨、記載されていた。 ●当該製品は、表層部についた傷が過大な空気圧や使用時の負荷等で進展して発泡セル同士がつながる亀裂となり、使用時の荷重で亀裂が急速に進展して大きくなったため破裂したものと推定されるが、発泡セルのサイズの影響や表層部に傷がついた経緯等が不明であり、事故原因の特定には至らなかった。	
22	A202100335 令和3年8月1日(大阪府) 令和3年8月6日	バッテリー(リチウムポリマー、玩具用)	GB-0010M	スプレッド ワールド株 式会社	(火災) 当該製品を充電後、当該製 品及び周辺を焼損する火災 が発生した。	○当該製品は、電動ガンに接続可能なバッテリーであり、別売りの充電器を用いて充電する仕様であった。 ○製品本体の焼損は著しく、電極体の大部分が焼失していたが、リード線やコネクター部は残存しており、これらの部品に熔融等の異常は認められなかった。 ○製品本体に保護回路は内蔵されておらず、接続先の充電器及び負荷機器側で充放電保護等を行う仕様であった。 ○同等品に、使用者が使用していた充電器を接続した上で、充電に関する検証を行った結果、過充電保護が機能していることが確認された。 ○使用者がふだん、当該製品を接続していた電動ガンに関する情報は得られなかった。 ●当該製品は、内蔵のリチウムポリマー電池セルが異常発熱して出火したものと推定されるが、焼損が著しく、詳細な使用状況等が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
23	A202100339 令和3年7月14日(東京都) 令和3年8月10日	扇風機	SKF-45KR- 1V	株式会社ス イデン	(火災) 異臭がしたため確認すると、 当該製品の電源プラグを焼 損する火災が発生していた。	○当該製品を稼働中、電源プラグから煙が出ているのを発見し、コンセントから電源プラグを抜くと煙が収まった。 ○当該製品の電源プラグの栓刃1本が折損し、電源プラグの樹脂部は折損した栓刃周囲が焼損しており、折損部の芯線先端に熔融痕が認められた。 ○当該製品の電源プラグに残っていたもう1本の栓刃周囲には、樹脂との間に隙間が認められた。 ○当該製品の電源プラグの2本の栓刃に、異なる大きさの曲がり変形が複数箇所認められた。 ○当該製品は34年前の製品であった。 ●当該製品の電源プラグの栓刃がプラグ内で折損し、接触不良により発熱して電源プラグが焼損したものと推定されるが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
24	A202100352 令和3年7月25日(東京都) 令和3年8月17日	空気清浄機 (加湿機能付)	KI-EX75W	シャープ株 式会社	(火災) 当該製品を使用中、当該製 品及び周辺を焼損する火災 が発生した。	○当該製品の樹脂製外郭は底面以外が著しく焼損して原形をとどめていなかった。 ○IR基板及びホコリセンサー基板は確認できなかった。 ○電源コードは複数箇所で断線し、断線部に溶融痕が確認されたが、通常使用において外 力加わる位置ではなかった ○制御基板、LED基板等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品周辺に設置されていた電気製品の焼損状況は不明である。 ●当該製品の残存する電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認 できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかつ た。	
25	A202100453 令和3年7月20日(神奈川県) 令和3年9月15日	扇風機	xr-drtf11	株式会社高 昇	(火災) 火災報知器が鳴動したため 確認すると、当該製品を焼損 する火災が発生していた。	○当該製品の周辺では他に、他社製モバイルバッテリー、当該製品が接続された他社製延 長コード等が焼損していた。 ○当該製品の焼損は著しく、外郭等の樹脂製部品は焼失していた。 ○電源基板及び操作基板は焼損が著しく、一部の電子部品を除き確認できなかった。 ○内部配線、モーター等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○他社製モバイルバッテリーは、基板及びリチウムイオン電池セルが著しく焼損していた。 ○他社製延長コードは電源コード中間部に溶融痕が認められたが、当該箇所は通常の使用 において外力加わる位置ではなかった。 ●当該製品の焼損は著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、 事故原因の特定には至らなかった。	(A202100728と同一事故)
26	A202100461 令和3年9月5日(熊本県) 令和3年9月17日	美容機器(高 周波式)	ビューティ ワールド	伊藤超短波 株式会社	(火災) 当該製品及び周辺を焼損す る火災が発生した。	○当該製品は、本体に接続した高周波を出力するマット上に寝たり、座ったりなどして使用す る製品であった。 ○当該製品のマットの焼損は著しく、焼損した銅箔糸状の内部配線が露出しており、断線が 認められた。 ○当該製品の本体に焼損は認められず、正常に動作していた。 ○当該製品は20年以上にわたり、毎年4月からの約5か月間使用されていた。 ○取扱説明書には、「マットは消耗品であり、1年を目安に点検を行う。」旨、記載されていた が、購入以降、点検や交換は行われていなかった。 ●当該製品は、マットの内部配線が半断線したことによりスパークが発生して、焼損したもの と推定されるが、焼損が著しく、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかつ た。	
27	A202100472 令和3年9月2日(愛知県) 令和3年9月24日	自転車	アフィッシュ W270-L	株式会社あ さひ	(重傷1名) 当該製品で走行中、チェーン が破断し、転倒、右肩を負傷 した。	○当該製品は、購入3か月後にチェーンが切れ、販売店で新品チェーンに交換されていた が、3か月後に再度チェーンが切れて事故に至っていた。 ○チェーンは、外プレートが外れて破断していた。 ○チェーンに伸びはなかったが、ギヤ板に乗り上げた傷が認められた。 ○ギヤ板の歯の外側面には全周に渡ってチェーンとの擦れ痕が認められた。 ○クランク軸はがたついており、ハンガリングが緩んでいた。 ○ハンガリングの引掛部に、販売店で締付けを行った痕が残っていた。 ○ハンガリングに残るハンガ端部との接触痕は、均一ではなかった。 ○リヤキャリアに大きな荷物を載せ、運んでいたと思われる摩擦痕が認められた。 ○前かごやリヤキャリアに重い荷物を載せていると、走行時の衝撃や振動で正常に締め付 けられたハンガリングが緩む可能性があった。 ●当該製品は、走行時の衝撃や振動でハンガリングに緩みが生じたため、クランク軸にがた つきが発生し、ギヤ板が横振れしてチェーンが破断したものと考えられるが、詳細な使用状 況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
28	A202100511 令和3年9月12日(東京都) 令和3年10月8日	電気掃除機 (充電式、ス ティック型)	DC62MH	ダイソン株 式会社	(火災) 当該製品を充電中、異音が生 じたため確認すると、当該製品 及び周辺を焼損する火災が 発生していた。	○事故発生時、当該製品は充電中であった。 ○当該製品は、ハンドル下部に装着されていたバッテリーの表面が焼損により剥がれてい た。 ○当該製品に装着されていたバッテリーは非純正品で、事業者及び型式は不明であった。 ●当該製品の確認ができず、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含 め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
29	A202100516 令和3年9月27日(佐賀県) 令和3年10月11日	電気炊飯器	NP-RY05	象印マホー ビン株式会 社	(火災、軽傷1名) 当該製品を使用中、当該製 品及び周辺を焼損する火災 が発生した。	○ガスこんろに木箱を載せた上に当該製品を置いて炊飯開始15分後、当該製品付近から出 火したとの申出内容であった。 ○当該製品は床に落下した状態で焼損しており、米は8割程度まで炊きあがった状態で床上 に散乱していた。 ○当該製品は、炊飯に最短40分から通常1時間を要する製品であった。 ○当該製品の焼損は著しく、樹脂部品のほとんどが焼失していた。 ○加熱コイル、胴ヒーター等の電気部品に異常は認められなかったが、IH基板や表示基板 の一部、内部配線等の確認ができなかった。 ●当該製品の焼損は著しく、確認できない部品があったこと及び詳細な使用状況が不明であ ることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
30	A202100568 令和3年5月10日(広島県) 令和3年10月28日	延長コード	HS-E8016W	株式会社 オーム電機	(火災) 店舗で当該製品に電気製品 を接続して使用中、当該製品 及び周辺を焼損する火災が 発生した。	○当該製品は電気を供給していた水槽セットを5～6年前に設置した以降、コードコネクターボ ディ部分の状況は確認されていなかった。 ○当該製品のコードコネクターボディは変換プラグを介してパワーセンターの電源線の電源 プラグに接続され、ビニールに巻かれてセロハンテープで固定された状態でパワーセンター のカバーの裏面に付着していた。 ○当該製品のコードコネクターボディは絶縁樹脂に穴が空き、刃受金具の片方は溶断して電 線のカシメ部からコード側がなく、残りの刃受金具に溶融痕が認められた。 ○水槽セット内の当該製品を除く電気製品に水槽セットの電源を集約するパワーセンターを 含め配線等に溶融痕は認められず、出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、コードコネクターボディで絶縁劣化が生じて異極間短絡が発生し、事故に 至ったものと推定されるが、コードコネクターボディの片方の刃受金具のカシメ部が焼失して 確認できなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
31	A202100579 令和3年10月16日(熊本県) 令和3年11月2日	電気炊飯器	DT- SH1410-3	大栄トレー ディング株式 会社	(火災) 当該製品を使用中、当該製 品及び周辺を焼損する火災 が発生した。	○事故発生前日の夜、翌朝5時10分に炊きあがるよう使用者が予約炊飯を設定して就寝した ところ、5時頃、大きな音に気付き、台所に入ると当該製品付近から炎が立ち上がっていた。 ○当該製品の焼損は著しく、樹脂製外郭はほぼ焼失しており、本体上部の電源基板及び表 示基板が焼失していた。 ○製品本体側の電源コード接続部であるACインレットの端子先端に溶融が認められた。 ○電源コードは、ACインレットに接続するコードコネクターボディ側の断線部で溶融痕が認め られ、断線部から先のコードコネクターボディは確認ができなかった。 ○ヒーター、内部配線等の確認できたその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかつ た。 ●当該製品のACインレット接続部において、接触不良による異常発熱が生じて出火に至っ たものと推定されるが、焼損が著しく、確認できない部品があり、詳細な使用状況が不明のた め、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
32	A202100595 令和3年10月13日(山口県) 令和3年11月8日	携帯電話機 (スマートフォン)	SOG04(KD DI株式会社 auブランド)	ソニーマーケ ティング株式 会社(KDDI 株式会社 a uブランド)	(火災) 当該製品を焼損し、周辺を溶 融する火災が発生した。	○当該製品を使用中、突然操作不能になり、そのまま放置していたところ約1時間後に発煙 し、発火した。 ○使用者は過去にポケットから当該製品を落とし、ディスプレイ画面に張っていた保護フィル ムが割れるほどの衝撃を与えたことがあったが、事故発生までは異常動作はなく、修理を 行った履歴もないとの申出内容であった。 ○当該製品は内蔵のリチウムイオン電池セルを中心に著しく焼損しており、電池セルの電極 体は、ディスプレイ面側に曲がっており、一部溶融した箇所が認められた。 ○電池保護回路基板、本体上部のメイン基板及び本体下部の基板に出火の痕跡は認めら れなかった。 ●当該製品は、内蔵のリチウムイオン電池セルが異常発熱して出火したものと推定される が、焼損が著しく、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
33	A202100606 令和3年10月27日(神奈川県) 令和3年11月12日	携帯電話機 (スマートフォン)	P710(楽天モバイル株式会社ブランド:型式 Rakuten Hand)	ウイコウ・ジャパン株式会社(楽天モバイル株式会社ブランド)	(火災) 当該製品を充電中、異音があったため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	○当該製品の液晶画面は中央から下側に掛けて熱変色し、端面の一部に破損及び割れが認められ、背面はリチウムポリマー電池セル装着部の焼損が著しく、膨張した電池セルが露出していた。 ○電池セルは著しく焼損しており、電極体に穴空き及び欠損が認められた。 ○メイン基板、保護回路基板及びUSB端子に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、内蔵のリチウムポリマー電池セルが異常発熱して出火したものと推定されるが、電池セルの焼損は著しく、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
34	A202100613 令和3年10月31日(神奈川県) 令和3年11月16日	電動歯ブラシ	D12(推定)	P&Gジャパン合同会社	(火災) 当該製品を充電中、異臭があったため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。	○使用者は当該製品を数か月使用しておらず、電源プラグをコンセントに差し込んだままの充電器に本体をセットした状態で洗面台に置いていた。 ○当該製品本体は著しく焼損して原形をとどめておらず、溶融した樹脂が塊となっており、内蔵のニッケルカドミウム蓄電池、基板及びモーターが確認できなかった。 ○充電器は全体が著しく焼損しており、基板の一部が焼損して銅箔パターン及び電子部品が一部焼失していた。 ○電源コードの被覆の一部は溶融し、充電器に溶着しており、3か所で溶融痕が認められた。 ○電源プラグに出火の痕跡は認められなかった。 ○取扱説明書には、「充電器使用時以外は電源プラグをコンセントから抜く。漏電火災の原因になる。」旨、記載されている。 ●当該製品は、充電器内部の基板から出火した可能性が考えられるが、焼損が著しく、確認できない部品があることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
35	A202100620 令和3年1月7日(東京都) 令和3年11月18日	自転車	CU60TP	ブリヂストンサイクル株式会社	(重傷1名) 使用者(80歳代)が当該製品で走行中、転倒し、右肩を負傷した。	○使用者は当該製品で走行中に突然左側へ転倒したが、詳細は覚えていなかった。 ○当該製品はサークルロックを施錠、開錠すると連動してハンドルロックが施錠、開錠される機構を搭載しており、2019年6月24日からリコールされているリコール対象型式(第4世代以前)であるが、使用者宅へ訪問した営業担当者が当該製品を確認したところ、ハンドルロックのケースに破損は認められなかったとの報告であった。 ○当該製品は、使用者が調査を拒否したため、確認できなかった。 ●当該製品の確認ができず、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
36	A202100632 令和3年10月30日(東京都) 令和3年11月22日	スピーカー(充電式)	JBL CHARGE3	ハーマンインターナショナル株式会社	(火災) 当該製品を充電中、異音があったため確認すると、当該製品から発煙する火災が発生していた。	○当該製品の樹脂製外郭に著しい焼損、破損、割れ、変形等の異常は認められなかった。 ○バッテリーは外装が著しく焼損し、内部のリチウムポリマー電池セルのセパレーターが焼失していた。 ○バッテリー保護回路基板は著しく焼損していたが、基材に欠損及び穴空きは認められなかった。 ○メイン基板及び入出力回路基板に著しい焼損は認められなかったが、基板からは塩素、ナトリウム等が検出された。 ○その他の電気部品、事故発生時に使用されていたACアダプター及びUSBケーブルに出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、内蔵のリチウムポリマー電池セルが異常発熱して出火に至ったものと推定されるが、電池セルの焼損が著しく、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
37	A202100634 令和3年11月8日(沖縄県) 令和3年11月22日	ノートパソコン	PC-LL750LS6G	NECパーソナルコンピュータ株式会社	(火災) 当該製品を使用中、異音があったため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	○当該製品は、本体バッテリー装着部の焼損が著しく、リチウムイオン電池セルが露出していた。 ○バッテリーの焼損は著しく、電池セル4個のうち3個の電池セルに外装缶側面の開裂が認められた。 ○全ての電池セルの電極体は著しく焼損し、固着した状態であった。 ○その他の電気部品及びACアダプターに出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品のバッテリー内部のリチウムイオン電池セルが異常発熱し、出火したものと推定されるが、電池セルの焼損が著しく、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
38	A202100637 令和3年10月26日(静岡県) 令和3年11月24日	照明器具	HA2551GL	松下電工株式会社(現パナソニック株式会社)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○事故発生時に当該製品に通電されていたかは不明との申出内容であった。 ○当該製品の焼損は著しく、樹脂製外郭は全て焼失し、環形蛍光灯ランプは一部を残して焼失していた。 ○内部配線は被覆が焼失し、複数箇所で断線して断線部に熔融痕が認められたが、熔融痕は形状がいびつで小さく、内部に多数の気泡が認められた。 ○安定器、蛍光灯ソケット、雑音防止用コンデンサー等のその他の電気部品に熔融痕等の出火の痕跡は認めなかった。 ●当該製品は、内部配線に熔融痕が認められたが、一次痕か二次痕か特定できず、事故発生時の詳細な使用状況等が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
39	A202100653 令和3年11月8日(神奈川県) 令和3年11月29日	スピーカー(充電式)	JBL FLIP3	ハーマンインターナショナル株式会社	(火災) 当該製品を充電中、当該製品を焼損する火災が発生した。	○使用者は事故発生前、浴室内で20～30分程度、当該製品を使用していたとの申出内容であった。 ○当該製品は、USBカバー、USBコネクタ周辺が焼損し、樹脂製外郭に組み込まれていた鉄製のバランスウェイトが腐食していたが、著しい割れ、破損等は認められず、原形をとどめていた。 ○リチウムポリマー電池セルは著しく焼損し、電極体の一部が欠損していた。 ○内部配線及びバッテリー保護回路基板は確認できなかった。 ○メイン基板及び事故発生時に使用されていたACアダプターに出火の痕跡は認められなかった。 ○取扱説明書には、「水道の蛇口付近や風呂場等のぬれている場所や水気の多い場所では使用しない。火災、感電の原因になる。」旨、記載されている。 ●当該製品は、内蔵のリチウムポリマー電池セルが異常発熱し、出火したものと推定されるが、電池セルの焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
40	A202100681 令和3年12月2日(宮城県) 令和3年12月9日	リチウム電池内蔵充電器	MB-SC10000WH	株式会社エアージェイ	(火災) 当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、充電を開始して2時間20分ほど経過後、発煙した。 ○当該製品の焼損は著しく、内部のリチウムポリマー電池セルは残存していたが、外装ケース及び基板は焼失し、確認できなかった。 ○電池セルは著しく焼損していた。 ○当該製品は、購入時から、充電はできるが携帯電話への充電ができなかった。 ●当該製品から出火したものと推定されるが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
41	A202100717 令和3年11月24日(大阪府) 令和3年12月21日	ノートパソコン	HP ProBook 430 G3	株式会社日本HP	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、事故発生現場である飲食店レジ裏の配管スペースに段ボールに入れた状態で置かれていた。 ○事故は、事故発生現場の店舗の従業員がパイプスペースを出た15分後に発生しており、事故発生時に当該製品は充電中ではなかった。 ○本体の基板に欠損及び著しい焼損等の出火の痕跡は認められなかった。 ○バッテリー内のリチウムイオン電池セル4個のうち、1個の電池セルで電極体の焼損が認められ、正極及びセパレーターが焼失していた。 ○当該製品は、しばらく前から使用されておらず、最後の使用時期、購入時期、使用状況等は不明である。 ●当該製品は、バッテリー内部のリチウムイオン電池セルから出火したものと考えられるが、焼損が著しく、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
42	A202100726 令和3年12月3日(京都府) 令和3年12月23日	電気温風機 (セラミックファンヒーター)	DS-FS1200	パナソニック株式会社	(火災、軽傷1名) 建物1棟を全焼、3棟を類焼する火災が発生し、1名が軽傷を負った。現場に当該製品があった。	○使用者は、当該製品を延長コードに接続し、電源コードは束ねたままで使用しており、事故発生時は切タイマーをセットして使用していた。 ○当該製品の焼損は著しく、本体の樹脂部品は大部分が焼失していたが、ファンモーター、セラミックヒーター等の主要な電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○電流ヒューズやサーモスタット等の電気部品はいずれも残存していたものの、焼損しており、転倒時オフスイッチは確認できなかった。 ○電源コードは複数箇所が断線していたが、いずれの断線箇所も溶融痕は認められなかった。 ○当該製品を接続していた延長コードは、約20年前に使用者の息子が小学校の学習教材として作成したものであり、使用状況や焼損状況は不明である。 ●当該製品の残存する電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
43	A202100730 令和3年11月29日(岡山県) 令和3年12月24日	延長コード	T3058	大和電器株式会社	(火災) 異臭がしたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。	○当該製品は、電源コードを壁コンセントに接続された他社製漏電遮断器に接続し、タップにスポットエアコンと当該製品とは別の延長コードを接続し、その先に他の電気製品を接続して使用していた。 ○当該製品は、電源プラグと接続先の他社製漏電遮断器のタップとの接触面に焼損が認められた。 ○当該製品の電源プラグ内部は、外部と比較して焼損は少なく、端子金具と栓刃のカシメ部に変色などの発熱の痕跡は認められなかった。 ○当該製品の栓刃に変色などの発熱の痕跡は認められなかった。 ○当該製品の電源プラグを接続していた漏電遮断器は、刃受金具周辺の樹脂に焼損が認められたが、刃受金具に変色や焼損等の発熱の痕跡は認められず、刃受金具の刃幅も広がりなどの異常は認められなかった。 ●当該製品の電源プラグの栓刃と接続先のタップの刃受金具の接触不良により焼損したものと推定されるが、接触不良が生じた原因の特定ができなかったことから、製品起因か否かを含めて、事故原因の特定には至らなかった。	
44	A202100734 令和3年9月10日(神奈川県) 令和3年12月27日	ACアダプター (スマートフォン用)	0602PQA(KDDI株式会社auブランド)	ホシデン株式会社(KDDI株式会社auブランド)	(火災) 当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品の樹脂製外郭の一部が溶融し、穴空きが認められた。 ○基板は、基材の一部、ブリッジダイオード、コイル及びチップフェライトビーズが欠損し、ラインフィルターが脱落していたほか、電流ヒューズが切れていた。 ○基板焼損部周辺及び電源プラグの可動接点部から、ナトリウム及び塩素が検出された。 ○取扱説明書には、「水などの液体(飲料水、汗、海水、ペットの尿など)でぬらさない。ぬれた状態では充電しない。火災、やけど、けが、感電などの原因となる。」旨、記載されている。 ●当該製品は、基板から出火したものと推定されるが、確認できない部品があり、事故発生前の詳細な使用状況等が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
45	A202100740 令和3年12月18日(愛知県) 令和3年12月28日	LEDヘッドライト(リチウムイオン、充電式)	HL80	株式会社グッド・グッズ	(火災) 当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は電池ボックス部分が焼損し、内部の充放電保護基板付き18650型リチウムイオン電池セル2個は確認できなかった。 ○確認できたLEDライト、点灯制御基板等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○同等品を放電させた結果、電池セル単体の放電終止電圧以下になっても放電は停止しなかった。 ●当該製品は、リチウムイオン電池セルが異常発熱して出火したものと推定されるが、電池セルの確認ができず、詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
46	A202100750 令和3年11月30日(千葉県) 令和4年1月5日	電気ストーブ	ERFT11RS	ダイキン工業株式会社	(火災、死亡1名) 当該製品を焼損する火災が発生し、1名が死亡した。	○事故発生日の朝、使用者の家族が当該製品を使用した後、外出し、事故発生時は高齢の使用者のみが在宅していたが、家族の外出から事故発生までの間の詳細な使用状況は不明であった。 ○当該製品の焼損は著しく、樹脂製部材は底面の一部を除き焼失又は熔融、金属製外郭に炭化した繊維生地が付着していた。 ○ヒーターの抵抗値及びヒーターの配線接続部に異常は認められなかったが、ヒーター用及び制御用の内部配線の複数箇所にも熔融痕が認められた。 ○台座内部に設置されていた電源基板は著しく焼損しており、一部は熔融した樹脂に埋もれていた。 ○電源プラグ、天面に設置されていたスイッチ、操作基板及び表示基板は焼失して確認できなかった。 ○転倒時オフスイッチ等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○事故発生時、当該製品の周辺にダンボール、衣類等が雑多に置かれていたが、量、位置等については不明であった。 ●当該製品は、天面の操作部付近から出火した可能性が考えられるが、当該製品の焼損は著しく、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
47	A202100755 令和3年12月20日(北海道) 令和4年1月6日	電気掃除機	Puzzi 8/1 C	ケルヒャージャパン株式会社	(火災) 火災報知器が鳴動したため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。	○使用者によると、事故発生2日前の17時頃、当該製品を使用後、吸引モーター及び洗浄水ポンプのスイッチを切ったが、電源プラグはコンセントに接続していたとの申出内容であった。 ○当該製品の操作方法は、本体後端の吸引スイッチを押すとハンドノズルから吸引し、洗浄水スイッチを押すとハンドノズルまで水圧が掛かり、ノズルのレバーを引くと洗浄水を噴霧する構造であった。 ○当該製品の外観は、樹脂製外郭の焼損が著しく、後端上部の吸引モーターが浄水タンク内に脱落、前部のホース接続部、汚水タンクの下半分、下部のタイヤ等が残存していた。また、蛇腹ホース、洗浄水チューブは焼損していたが、ハンドノズルは残存していた。 ○洗浄水ポンプのモーター巻線、接続端子及びリード線に熔融痕が認められたが、他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、最終使用時に誤って洗浄水スイッチを押したまま放置したことから、洗浄水ポンプのモーターが過負荷となり、巻線でレイヤショートし、出火に至った可能性が考えられるが、焼損が著しく、詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
48	A202100756 令和3年9月15日(大分県) 令和4年1月6日	バッテリー(リチウムポリマー、模型用)	11.1V-2200mAh	有限会社ボーダック	(火災) 運動施設で当該製品を充電中、当該製品を焼損する火災が発生した。	○事故発生時、当該製品は専用充電器により高い電圧設定で充電されていた。 ○当該製品及び専用充電器は確認できなかった。 ○同等品を用いて、充放電試験等を実施したが異常は認められなかった。 ●当該製品は、使用者が誤った充電設定で充電を行ったため事故に至った可能性が考えられるが、当該製品の調査ができず、事故発生以前の使用状況及び劣化状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
49	A202100757 令和3年12月11日(福岡県) 令和4年1月6日	電動車いす (ジョイスティック形)	miniNEO-E	株式会社 オーエックス エンジニアリ ング	(重傷1名) 駅構内で当該製品を使用 中、当該製品が急停止したた め、転落し、負傷した。	○当該製品で、9mmの上り段差の後5度の下り坂を通過中、当該製品が急停止したため、身体が前方に投げ出された。 ○事故発生の約1か月前、後退中にバッテリー部を障害物に接触させたことがあり、その後、何度か電源が切れることがあったため販売店に相談したが、症状が確認できず、そのまま使用を継続していた。 ○当該製品の電動ユニットに、事故発生時に記録されたと推定されるエラー履歴として左右モーターの「車両過電圧」及び「モーター過電流」が記録されていたが、明確な原因は特定できなかった。 ○当該製品は、バッテリーガイドの変形によりバッテリーガイドとバッテリー間に隙間が生じており、バッテリーの固定が不十分な状態であった。 ○当該製品は、修理後、使用者が継続使用している。 ●当該製品は、事故発生前の使用中に生じたバッテリー部の変形により、振動等でバッテリー電源遮断が生じる状態で走行中、路面の段差で電源遮断が生じて急制動が掛かった又は段差等に車輪が引っ掛かった際の衝撃により、使用者が身体を支えられずに前方へ転倒したことが考えられるが、当該製品は修理されており確認できず、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
50	A202100759 令和3年12月18日(長野県) 令和4年1月6日	凍結防止用 ヒーター(水道 用)	蛇口用 ヒー ター(ダブル)	株式会社 ワーク	(火災) 当該製品を焼損する火災が 発生した。	○事故発生場所の集合住宅に、当該型式品30本が施工されており、施工後、その全てに布が巻かれていたが、施工時期、布が巻かれた時期、経緯等は不明である。 ○当該製品は、2個あるヒーターがいずれも変形し、うち1個のヒーターは著しく焼損しており、ヒーター内部の素子に破損及びリード線の断線が認められた。 ○電源コードに出火の痕跡は認められなかった。 ○当該集合住宅に設置されていた同型式品30本のうち、当該製品を除く11本では巻かれた布が焼損し、ヒーター部に変形が認められた。 ○取扱説明書には、「付属の保温材で保温する。過剰保温は熱がこもって危険である。」旨、記載されている。 ●当該製品のPTCヒーターが異常発熱して焼損したものと推定されるが、設置時の状況等が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
51	A202100767 令和4年1月3日(北海道) 令和4年1月11日	延長コード	WLS- 62EB(W)	朝日電器株 式会社	(火災) 当該製品及び周辺を焼損す る火災が発生した。	○当該製品は、差込口毎に電源供給を入切できるスイッチを有した6口タイプの延長コードであった。 ○焼損が著しい差込口の接点端子の一部が溶融し、接点に荒れが認められた。 ○6口中、2口に器具が差し込まれていたが、器具が接続されていない5つ目の差込口のスイッチ付近が著しく焼損していた。 ○電源プラグ及び電源コードに焼損等の異常は認められなかった。 ●当該製品は、刃受金具と個別スイッチ内の接点部間にある絶縁樹脂部でトラッキング現象が生じたため、異常発熱して出火に至ったものと考えられるが、焼損が著しく、事故発生以前の詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
52	A202100780 令和3年12月29日(大阪府) 令和4年1月17日	電気冷蔵庫	SJ-14Y	シャープ株式会社	(火災) 倉庫を全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。	○当該製品は、1年ほど前にネットオークションで中古品として購入しており、事故現場である倉庫には引火性液体である防水加工用塗料が保管されていた。 ○当該製品の焼損は著しく、庫内の内容物、樹脂部品及び庫内の断熱材は焼失し、前面のドアパネルは確認できなかった。 ○本体基板は、庫内の焼損物に埋もれており、一部部品が脱落していたが、基板の欠損及び局所的な焼損等の出火の痕跡は認められなかった。 ○背面下部の機械室内は焼損しており、圧縮機の運転コンデンサーと推定される部品は、端子部を残し、電極部は確認できなかった。 ○電源コードは全長193cmに対して185cm分は回収されており、電源コードの断線部に溶融痕は認められなかったが、電源プラグは確認できなかった。 ○霜取ヒーター、ファンモーター、内部配線等、残存していた電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の残存する電気部品から出火の痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
53	A202100783 令和3年12月26日(長野県) 令和4年1月18日	凍結防止用ヒーター(水道用)	UTタイプ	株式会社ワーク	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品が施工されていた灯油ボイラーの給水及び給湯配管周辺が焼損していた。 ○配管には当該製品その他、ヒーター部の長さが異なる凍結防止用ヒーター3～4本が施工されており、2本のヒーター部を重ねて施工している箇所があった他、配管に布が何重にも巻き付けられていた。 ○当該製品を含む計4～5本のヒーターは著しく焼損又は欠損し、ヒーターを確認できなかった。 ○当該製品が施工されていた灯油ボイラーに出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品は23年前に施工されていたが、施工業者及び施工方法は不明で、布が巻かれた経緯等についても特定には至らなかった。 ○取扱説明書には、「ヒーターが重なったり、密着したりしないように取り付ける。」旨、記載されているが、布等を巻き付ける過剰保温については記載されていなかった。 ●当該製品は、ヒーターが異常発熱して焼損した可能性が考えられるが、焼損が著しく、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
54	A202100786 令和4年1月7日(愛知県) 令和4年1月19日	電気洗濯機	AW-707	東芝ホームアプライアンス株式会社(現 東芝ライフスタイル株式会社)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○事故発生時、当該製品は蓋を開けたまま放置されており、使用されていなかった。 ○当該製品は全体的に焼損しており、樹脂製部品は溶融して洗濯槽及び底部に付着していた。 ○電源コードは、製品外部にある箇所は被覆が焼損しておらず、製品内部にある箇所は、被覆が焼失していたが、断線、溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ○電源基板及び表示基板は、洗濯槽の中の溶融した樹脂に埋まっており、いずれも樹脂に埋まっていた部分は焼損していなかったが、その他の部分は著しく焼損しており、基板上の電解コンデンサー、セラミックコンデンサーは焼失して確認できなかった。 ○モーター、給水弁、排水弁等、その他の電気部品に溶融痕等の異常は認められなかった。 ●当該製品の残存する電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
55	A202100793 令和4年1月5日(東京都) 令和4年1月20日	携帯電話機 (スマートフォン)	Android One X1(ソフトバ ンク株式会 社ワイモバ イルブランド)	シャープ株 式会社(ソフ トバンク株 式会社ワイ モバイルブ ランド)	(火災) 当該製品を充電中、当該製 品及び周辺を焼損する火災 が発生した。	○使用者は、バッテリーが膨らみ、背面カバーが浮いた状態で当該製品を使用していたとの 申出内容であった。 ○当該製品はバッテリー装着部の焼損が著しく、背面カバーが溶融、変形し、表示面のガラ ス下部に僅かなひび割れが認められ、リチウムポリマー電池セルが露出していた。 ○電池セルは側面が著しく焼損、欠損しており、欠損箇所は電池セル内側に向かって変形 し、内部の電極体に乱れ及び放射状のしわが認められ、セパレーター及び正極アルミ箔の大 部分が焼失していた。 ○基板及び内部配線に出火の痕跡は認められなかった。 ○取扱説明書には、「本機に強い圧力を加えたり、折損させたりしない。内蔵バッテリーの発 火により、火災、火傷、けが等の原因となる。」、「変形等の異常が生じたら充電を停止する、 電源を切る。」旨、記載されているが、内蔵バッテリーの膨張については「安全上の問題はな い。」と記載されている。 ●当該製品は、内蔵のリチウムポリマー電池セルが異常発熱して焼損したものと考えられる が、電池セルの焼損は著しく、詳細な使用状況等が不明のため、製品起因か否かを含め、事 故原因の特定には至らなかった。	
56	A202100798 令和3年12月29日(愛知県) 令和4年1月21日	エアコン	F36XTES- W5	ダイキン工 業株式会社	(火災) 工場で当該製品を使用中、コ ンテナハウスを全焼する火災 が発生した。	○当該製品の焼損は著しく、樹脂製部品は溶融し、全ての部品が脱落していた。 ○電源基板は金属製のケースのみが残存しており、内部の基板は確認できなかった。 ○電源コード及び端子台に、断線、溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ○ファンモーター及びブルーバーモーターに、出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品の付近にあった換気扇のモーター巻線に溶融痕が認められた。 ●当該製品の確認できた部品に出火の痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認でき ない部品があることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
57	A202100806 令和4年1月12日(広島県) 令和4年1月25日	耐熱ガラス製 容器	BNT2894-W (株式会社ニ トリブランド : 型式 NTAG(1.0L))	AGC テクノ グラス株式 会社(株式会 社ニトリブ ランド)	(重傷1名) 当該製品を持ち上げたところ、当該製品が割れて、左手 を負傷した。	○当該製品は、ポリプロピレン製の蓋の付いた、直径9cm、高さ24.5cm、容量1Lの耐熱ガラス 製容器である。 ○破片の口元部内縁に、破損起点にみられる特徴的な破面模様が認められた。 ○破損起点付近の破断面に、破損起点から下向きに破損が進んだとみられる破面模様が認 められた。 ○破損起点とは別の位置の口元部に擦り傷が認められた。 ○破損起点周辺を分析した結果、特異な元素は検出されなかった。 ●当該製品は、口元部内縁を起点として破損しており、別の位置の口元部に擦り傷が認めら れたことから、当該製品を持ち上げようと握った際に発生した応力により、口元部内縁の傷が 伸展して破損に至ったものと推定されるが、傷が生じた時期及び原因が不明のため、製品起 因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
58	A202100823 令和3年12月29日(群馬県) 令和4年1月31日	テレビチュー ナー(地上デ ジタル用)	DIR910(DX アンテナ株 式会社ブラン ド)	ミツミ電機株 式会社(DX アンテナ株 式会社ブラン ド)	(火災) 店舗で当該製品及び周辺を 焼損する火災が発生した。	○当該製品背面左側ACインレット部の焼損が著しく、電源基板が納められている本体左側 上面の樹脂製外郭が焼失し、上面全体が焼損していた。 ○使用者によれば、天井からつり下げて設置されていたテレビの上に当該製品は置かれて おり、飼育していた猫がテレビの上に乗っていたことがあったとの申出内容であった。 ○当該製品外郭に動物の毛のような物が付着していた。 ○電源基板はACインレット及び近傍が焼失していたが、その他の部分に出火の痕跡は認め られなかった。 ○電源コードは本体との接続プラグ部の外郭が一部焼失、片側の接続端子が焼失し、残存 する端子部分に緑青が認められた。 ○テレビの内部に焼損等出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、使用者が飼育していたペットの尿等の水分がACインレットから浸入し、基板 側端子部分で短絡し、事故に至ったものと推定されるが、当該部分の焼損が著しく、確認で きない部品があることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
59	A202100824 令和4年1月14日(埼玉県) 令和4年1月31日	エアコン(室外機)	AO28EPD	株式会社富士通ゼネラル	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は熱交換器側が著しく焼損し、プロペラファンは焼失、冷媒管は破裂していた。 ○ファンモーターは焼損し、モーターから電装部への電気配線は焼失していた。 ○圧縮機、インバーター基板、内部配線等の電装部側の部品は焼損していたが、出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の残存する部品に出火の痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
60	A202100840 令和4年1月22日(北海道) 令和4年2月2日	LEDモジュール	不明	株式会社遠藤照明	(火災) 商業施設で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○外壁に設置された当該製品付近を焼損する火災が発生した。 ○当該製品の確認できた給電側配線及び灯体の一部に出火の痕跡はなく、電流ヒューズは切れていなかった。 ○焼損の著しかった当該製品は、灯体及び電流ヒューズを含む給電側配線の一部が確認できたが、コネクター部分は焼失し確認できなかった。 ○当該製品は社外品の固定金具で壁面に取り付けられており、灯体の固定部分は圧迫され、内部の樹脂に亀裂が確認された。 ●当該製品は、焼損の著しい箇所を設置されたコネクター部での接触不良又は社外品の固定金具が取り付けられた灯体部分から出火したものと推定されるが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
61	A202100845 令和4年1月9日(長野県) 令和4年2月3日	電気温風機 (セラミックファンヒーター)	YA-S1260R(WH)	ユアサプライムス株式会社	(火災) 車両内で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、救急車の予熱暖房として車両内で使用されており、車庫内のコンセントから延長コードを介して電源供給し、弱モードで暖房運転開始したところ、数分後に出火したとの申出内容であった。 ○当該製品の焼損は著しく、樹脂製外郭がほぼ焼失していたが、焼け残った樹脂製の吹出口部品は内側が溶融して変形していた。 ○ヒーターのPTC素子は、吹出口部品が溶融、変形した部位に破損が認められた。 ○その他の電気部品に出火の痕跡は認められず、温度ヒューズは切れていた。 ○当該製品の詳細な使用状況は不明であった。 ○取扱説明書には、「屋外や自動車内などの特殊な場所では使用しない。」旨、記載されている。 ●当該製品は、PTCヒーターが異常発熱して焼損したものと推定されるが、焼損が著しく、詳細な使用状況が不明なことから、異常発熱した原因の特定には至らなかった。	
62	A202100848 令和4年1月24日(兵庫県) 令和4年2月4日	電気洗濯機	YWMT45A1	株式会社ヤマダ電機(現株式会社ヤマダホールディングス)	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は外観上、前面上部の操作パネル部及び蓋に焼損が認められ、蓋は溶融しており、原形をとどめていなかった。 ○操作パネル部の直下に位置する操作基板部に焼損が認められたが、基板に欠損は認められず、焼損が著しかった箇所は低電圧部であった。 ○操作基板の左側に位置する電源基板に部品の脱落や著しい焼損等の出火の痕跡は認められなかった。 ○電源基板に接続されている8本のリード線のうち、3本のリード線は操作基板付近で断線しており、断線部に溶融痕が認められたが、断線部近傍において外力が掛かる箇所はなかった。 ○その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品は、半年前に屋内からベランダに移動されており、アース線は接続されていなかった。 ●当該製品は、操作基板近傍から出火したものと推定されるが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
63	A202100850 令和3年9月12日(埼玉県) 令和4年2月4日	水槽用ウォータークーラー	LX-200CX	株式会社イワキ	(火災) 飲食店で当該製品の電源プラグ及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の本体は、電気部品の配置されていない背面上部の樹脂製外郭が著しく焼損していた。 ○電源プラグは絶縁樹脂が焼失し、片側の栓刃カシメ部が欠損して溶融痕が生じていたが、残存する栓刃に変形、著しい損傷及び刃受金具との接触部のスパーク痕は認められなかった。 ○当該製品のその他の電気部品、他社製水槽用サーモスタット及び他社製水槽保温用ヒーターに出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品は事故発生の1年前に中古品として購入されたもので、それ以前の使用状況については不明であった。 ●当該製品は、電源プラグ部で異常発熱し、出火した可能性が考えられるが、事故発生前の詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	(A202100494と同一事故)
64	A202100852 令和3年12月6日(愛知県) 令和4年2月7日	延長コード	T3027H12D (サンワサプライ株式会社ブランド: 型式TAP-TSH43N)	大和電器株式会社(サンワサプライ株式会社ブランド)	(火災、軽傷1名) 宿泊施設で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。	○当該製品は電源コードの中間部から4口タップまで焼損していたが、タップは何も接続されていなかった。 ○タップの焼損は著しく、電源コード側の差込口2か所の樹脂製外郭が焼失していた。 ○タップの刃受金具は、焼損著しい電源コード側差込口2か所の片側電極板が溶断、焼失しており、溶断していない側の電極板も、刃受部の内側が溶融、焼失していた。 ○刃受金具と電源コードのカシメ部に異常発熱した痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、4口タップ内部の刃受金具間で異常発熱し、出火したものと推定されるが、焼損が著しく、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
65	A202100859 令和4年1月25日(千葉県) 令和4年2月7日	接続箱(太陽光発電システム用)	VBCD3004K	パナソニックエコソリューションズ電路株式会社(現パナソニックスイッチギアシステムズ株式会社)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、内部に引き込まれた4系統の太陽光パネルからの入力配線が一部焼損し、芯線に溶融痕が認められた他、下流側の端子台が焼損して端子台に近い背面側の樹脂製外郭が焼損して穴空きが生じていた。 ○端子台の焼失部位では、一部の端子金具に溶融痕が生じていたが、リード線の端子を固定するボルトに、緩み、溶融等の異常は認められなかった。 ○端子台と開閉器の入力端子間の配線、開閉器のパワーコンディショナ接続端子及び出力配線に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、太陽光パネルからの入力配線を接続する端子台付近でトラッキング現象が生じて出火した可能性が考えられるが、端子台の焼損は著しく、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
66	A202100860 令和4年1月26日(栃木県) 令和4年2月7日	コンセント	WN1302(推定)	松下電工株式会社又はパナソニック電工株式会社(現パナソニック株式会社)	(火災) 当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品に電気製品のプラグは差し込まれていなかった。 ○当該製品の黒配線側接続部が焼損していた。 ○焼損した黒配線側接続部の送り配線は、差込量に不足はなかったが、錠ばねが接触する部分を中心にやせ細った状態が確認された。 ○焼損した黒配線側接続部の送り配線を固定する錠ばねに溶融痕が認められた。 ○送り配線の先のコンセントに接続された電気製品等の確認はできなかった。 ●当該製品の送り配線接続部で接触不良が生じ、錠ばねに電流が流れて異常発熱し、周囲の樹脂部品が焼損したものと考えられるが、事故発生時の詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
67	A202100862 令和4年1月23日(大阪府) 令和4年2月8日	電気ストーブ	SDS-803(株式会社山善ブランド)(推定)	株式会社ミュージーコーポレーション(現株式会社ミュージー)(株式会社山善ブランド)	(火災、死亡1名、軽傷1名) 建物1棟を全焼、1棟を類焼する火災が発生し、1名が死亡、1名が火傷を負った。現場に当該製品があった。	○事故発生時、使用者の家族が煙のにおいに気付いて確認したところ、台所で炎が上がっていた。 ○当該製品は全体的に焼損しており、樹脂製の出力切替つまみ及び背面の取っ手が焼失していた。 ○電源コードの断線部に熔融痕は認められなかったが、断線部から電源プラグまでが確認できなかった。 ○出力切替用スイッチは、焼失して確認できなかった。 ○石英管ヒーター及び転倒時オフスイッチ等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の残存する電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認できない電気部品があり、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
68	A202100865 令和4年1月15日(佐賀県) 令和4年2月8日	サーキュレーター	ZCL-1200(株式会社ゼンケンブランド)	スリーアップ株式会社(株式会社ゼンケンブランド)	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○留守中の住宅から出火し、当該製品及び周辺の床を焼損していたが、布や紙等の可燃物は認められなかった。 ○電源基板の焼損は著しく、2個のヒーターリレーとリレー付近のコンデンサー等が確認できなかった。 ○内部配線、各モーター、サーモスタット等に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の残存する電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認できない部品があり、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
69	A202100876 令和4年1月26日(愛知県) 令和4年2月15日	携帯電話機	Softbank 103P	パナソニックモバイルコミュニケーションズ株式会社(ソフトバンクモバイル株式会社ブランド)	(火災、死亡1名) 当該製品を充電中周辺を焼損する火災が発生し、1名が死亡した。	○当該製品は、液晶画面が閉じた状態でバッテリーが脱落して焼損していた。 ○液晶画面や内部基板は焼損していたが、出火の痕跡は認められなかった。 ○バッテリーの焼損は著しく、樹脂製外郭が焼失し、リチウムイオン電池セルの金属製ケースが膨らみ、防爆弁が開いていた。 ○バッテリーの制御基板は焼損していたが、出火の痕跡は認められなかった。 ○電池セルは、内部電極の正極板が一部を残して焼失しており、負極板に熔融した穴が認められた。 ○充電器は充電コネクタが焼損し、DCコードの一部が焼損して断線していたが、出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、バッテリーのリチウムイオン電池セルから出火した可能性が考えられるが、バッテリーの焼損は著しく、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
70	A202100900 令和4年2月1日(京都府) 令和4年2月22日	バッテリー(リチウムイオン、電動工具用)	BL1860B	株式会社マキタ	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、事故発生の前日にバッテリー容量が残存した状態で電動工具に接続したまま、車両の荷台へ積み込まれており、翌日、作業現場に行くための車両走行中に出火した。 ○内蔵されている10個のリチウムイオン電池セルは全てに焼損が認められ、外装缶の開裂やへこみ、穴空き、電極体の密度低下等が認められた。 ○制御基板は焼損していたが、基材や部品に欠損等の出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品が接続されていた電動工具本体は外殻樹脂の焼損等が認められたが、搭載されている電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、内蔵のリチウムイオン電池セルが異常発熱して出火したものと推定されるが、電池セルの焼損が著しく、詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
71	A202100920 令和4年2月10日(神奈川県) 令和4年3月1日	電子レンジ	AOR-16HF	吉井電気株式会社	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、庫内に多量のすずが付着し、ドア内側上部の樹脂部が焼損し、庫内から煙が吹き出した痕跡が認められた。 ○当該製品の電気回路に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品は、使用者に返却されたため、確認できなかった。 ○取扱説明書には、「食品や飲み物等を過度に加熱しない。発煙、発火の原因となる。」、「オープンレンジ動作使用中の場合には、いかなる場合でも本体の側を離れずに調理の終了と調理物の確認を必ず行う。」旨、記載されている。 ●当該製品は、調理していた食品が過熱されて出火したものと推定されるが、当該製品を確認できず、詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
72	A202100923 令和3年9月18日(静岡県) 令和4年3月1日	玩具(マグネットパズル)	MB01	TKクリエイティブ株式会社	(重傷1名) 幼児(2歳)が破損した当該製品を複数個誤飲し、負傷した。	○当該製品は、ネオジム磁石が内蔵された樹脂製パズルで、対象年齢は3歳以上であった。 ○当該製品の樹脂部が破損したため、内部の磁石が脱落し、使用者が磁石を誤飲していた。 ○当該製品は、廃棄されたため、確認できなかった。 ○当該型製品は、玩具安全基準(ST基準)適合品であった。 ○同等品を用いて玩具安全基準(ST基準)に基づく衝撃試験を実施したところ、内部磁石の脱落等の異常は認められなかった。 ○外箱には、「磁石を飲み込んだ場合、腸壁を越えてくつき、深刻な感染症を引き起こす恐れがあるので、すぐに医師の診察を受ける。」、「誤飲、窒息の危険があるため、3歳未満の子供には絶対に与えない。」、「3歳未満の子供の手の届かないところに保管する。」旨、注意表示されていた。 ●当該製品の樹脂ケースが破損し、内部の円柱形のネオジム磁石が脱落して、子供が誤飲したものと考えられるが、当該製品の確認ができず、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
73	A202100924 令和4年2月10日(山梨県) 令和4年3月2日	除湿機	CD-S6321	株式会社コロナ	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○事故発生時、室内は無人であり、当該製品から30～35cmほどの距離に、ハンガーラックに掛けられた洗濯物があった。 ○当該製品の焼損は著しく、樹脂製外郭は底面を残して焼失し、溶融したハンガーラック及び洗濯物が付着していた。 ○操作基板は著しく焼損し、一部が確認できなかった。 ○湿度検知基板及び満水検知基板は確認できなかった。 ○圧縮機始動用コンデンサー、ファンモーター等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○取扱説明書には、「吹出口、吸込口を洗濯物等で塞がない。風通しが悪くなり、発熱、発火の原因になる。」旨、記載されている。 ●当該製品は、操作基板から出火した可能性が考えられるが、焼損が著しく、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
74	A202100953 令和4年2月23日(兵庫県) 令和4年3月15日	電気ストーブ	EHT-800	アイリスオーヤマ株式会社	(火災、軽傷2名) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、2名が軽傷を負った。	○当該製品は、延長コードに接続していたため電源は供給されていたが、使用者によると事故発生時は使用していなかったとの申出内容であった。 ○当該製品の焼損は著しく、本体、ガード、反射板、ヒーター等の金属製部品のみが残存していた。 ○電源コードは、製品内部の電源コード固定部付近で断線及び両方の芯線での溶融痕が認められ、断線部から先の電源コード及び電源プラグは確認できなかった。 ○運転切替スイッチは、焼失して確認できなかった。 ○転倒時オフスイッチの接点に溶着は認められなかった。 ○石英管ヒーター及び接続端子部に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の電源コードが内部で断線し、断線部に溶融痕が認められたが、一次痕か二次痕かの特定ができず、焼損が著しく確認できない部品もあることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
75	A202100957 令和4年3月4日(愛知県) 令和4年3月17日	バッテリー(リチウムイオン、電動工具用)	BL1450	株式会社マキタ	(火災) 倉庫で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○事故発生時、当該製品は単体で床に置かれており、充電中ではなかった。 ○当該製品は、樹脂製外郭の一部が焼損していた。 ○内部のリチウムイオン電池セルは、8個のうち2個が焼損しており、内部電極のアルミ製正極板が焼失する等、著しく焼損していた。 ○焼損した電池セルのうち1個は、セル缶体及びプラス端子との接続タブに溶融が認められた。 ○残りの6個の電池セルに出火の痕跡は認められなかった。 ○制御基板に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、リチウムイオン電池セルが異常発熱し、出火したものと推定されるが、電池セルの焼損は著しく、事故発生以前の詳細な使用状況等が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
76	A202100962 令和3年5月23日(茨城県) 令和4年3月18日	電子レンジ	JM-17H-50	ハイアールジャパンセールス株式会社	(火災、軽傷1名) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。	○当該製品は全体が焼損しており、電源プラグ及びコードの一部を除く、金属部品が残存していた。 ○ノイズフィルター搭載基板、ドアスイッチ、モニタースイッチ、サーモスタット等は確認できなかった。 ○高圧トランス、マグネトロン、高圧コンデンサー、ファンモーター、内部配線等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○電源プラグの表面は全体に溶けているが栓刃側は溶けていなかった。 ●当該製品の残存する部品に出火の痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認できない部品があり、当該製品を載せていた冷蔵庫も焼損していたことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	(A202100159と同一事故)
77	A202100967 令和4年3月2日(三重県) 令和4年3月23日	延長コード	不明	株式会社オーム電機	(火災) 事務所で当該製品に電気製品を接続していたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、コードコネクタボディにエアコンの電源プラグを接続した三口タップが接続されており、また壁コンセントへは同事業者製の延長コードをつないで接続をしていた。 ○当該製品のコードコネクタボディ及び接続していた三口タップが焼損していた。 ○コードコネクタボディは著しく焼損しており、三口タップの栓刃を接続する刃受け金具の一部を残して溶融し、芯線カシメ部は焼失していた。 ○三口タップは栓刃がコードコネクタボディから抜けかかった状態で焼損していたが、事故発生時に栓刃の差し込みが緩んでいたかは不明であった。 ○エアコンの電源プラグの栓刃及び三口タップの刃受け金具、壁コンセントと接続していた延長コードに異常発熱した痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、コードコネクタボディ内部で異常発熱して出火したものと考えられるが、焼損が著しく、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	(A202100947と同一事故)
78	A202100970 令和4年3月17日(東京都) 令和4年3月24日	電気洗濯機	HW-T45C	ハイセンスジャパン株式会社	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品外観は、天面、天面蓋、給水ホース及び底面台座の約1/2が焼失、焼損していた。 ○上蓋内部にある内部配線が断線し、溶融痕が認められ、周辺の配線被覆及び束線チューブは一部が焼失していた。 ○洗濯モーター、排水モーター、洗濯モーター用運転コンデンサー、制御基板等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、上蓋内部において内部配線が断線し、スパークが生じて出火した可能性が考えられるが、焼損が著しく、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
79	A202100971 令和4年2月15日(愛知県) 令和4年3月24日	バッテリー(リチウムイオン、電動工具用)	BL1860B	株式会社マキタ	(火災) 工事現場で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、単体で放置された状態で焼損しており、付近に同事業者製の電動工具用バッテリーが充電器に取り付けた状態で焼損していた。 ○当該製品の焼損は著しく、樹脂製外郭はほとんどが焼損、溶融していた。 ○リチウムイオン電池セル10個のうち、1個が焼失して確認できなかった。 ○確認できた電池セル9個は、いずれも著しく焼損していたが、電極体の外部への噴出は認められなかった。 ○制御基板に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の焼損は著しく、一部のリチウムイオン電池セルが確認できないこと、詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	(A202100972と同一事故)
80	A202100972 令和4年2月15日(愛知県) 令和4年3月24日	バッテリー(リチウムイオン、電動工具用)	BL4025	株式会社マキタ	(火災) 工事現場で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は充電器に取り付けた状態で焼損しており、また付近に同事業者製の電動工具用バッテリーが単体で放置された状態で焼損していた。 ○当該製品の焼損は著しく、樹脂製外郭は溶融していた。 ○当該製品は、内蔵するリチウムイオン電池セル10個のうち、2個が本体から脱落して著しく焼損しており、正極タブは外れて、内部の電極体が焼損していた。 ○脱落した電池セル2個のうち、1個は缶体の負極側に穴空きが認められ、もう1個は電極体内部のピンが飛び出していた。 ○他の電池セル及び制御基板に出火の痕跡は認められなかった。 ○充電器に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、内部のリチウムイオン電池セルが異常発熱して焼損した可能性が考えられるが、電池セルの焼損が著しく、詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	(A202100971と同一事故)
81	A202100975 令和4年3月10日(高知県) 令和4年3月25日	テレビ受信機用ブースター	VUB32	マスプロ電気株式会社	(火災) 当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、増幅部と電源部の2つの筐体を同軸ケーブルで接続した製品で、電源部は著しく焼損し、樹脂製ケースが焼損、溶融していた。 ○電源部内部は基板が焼失しており、残存した電解コンデンサーの焼損が著しかった。 ○電源部で確認ができたダイオード、トランス等の電気部品及び増幅部に出火した痕跡は認められなかった。 ○電源プラグの先端に溶融した痕跡が認められた。 ○当該製品は、製造から27年が経過した製品であった。 ●当該製品は、電源部ユニットの電気部品から出火した可能性が考えられるが、焼損が著しく、確認できない部品があり、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
82	A202100976 令和4年3月5日(神奈川県) 令和4年3月25日	コーヒーマーカー	ACX-S060	タイガー魔法瓶株式会社	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者は、事故発生の5時間前に当該製品を使用し、その後外出していたが、使用後に電源スイッチをオフにしたかは憶えていないとの申出内容であった。 ○当該製品の焼損は著しく、樹脂製部材は焼失し、サーモスタットを含むヒーター部、内部配線、電源コード等の金属部材のみが残存していた。 ○電源スイッチは樹脂部が焼失し、3個の端子のうち1個が欠損しており、残った2個の端子部に溶融痕が認められた。 ○電源コードの断線部に溶融痕が認められたが、通常使用では外力が加わらない箇所であった。 ○その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○使用者は、当該製品の電源コードを複数回折り曲げ、束ねた状態で使用していた。 ●当該製品は、電源スイッチの端子部で異常発熱が生じて出火に至った可能性が考えられるが、当該製品の焼損は著しく、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
83	A202100980 令和4年2月17日(東京都) 令和4年3月29日	リチウム電池 内蔵充電器	A1263N11	アンカー・ ジャパン株 式会社	(火災) 火災報知器が鳴動したため 確認すると、当該製品及び周 辺を焼損する火災が発生して いた。	○当該製品の樹脂製外郭は著しく焼損、溶融しており、原形をとどめていなかった。 ○リチウムイオン電池セル3個はいずれも著しく焼損し、内部の電極体の大半が焼失しており、残存する負極銅箔に穴空きが認められた。 ○基板及び内部配線に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、内蔵のリチウムイオン電池セルが異常発熱し、出火に至ったものと推定されるが、電池セルの焼損が著しく、詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
84	A202200009 令和4年3月17日(福井県) 令和4年4月5日	ポータブル電 源(リチウムイ オン)	EFDELTA13 00-JP	EcoFlow T echnology Japan株式 会社	(火災) 車両内で当該製品及び周辺 を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、駐車した車両内に保管されていた。 ○当該製品の焼損は著しく、外郭等の樹脂部品は火災の熱で焼失していた。 ○当該製品に内蔵されていたリチウムイオン電池セルは著しく焼損し、複数の電池セルは、缶体の破裂等により、内部電極の露出が認められた。 ○当該製品の基板は焼損していたが、局所的な焼け抜け等の異常は認められなかった。 ●当該製品のリチウムイオン電池セルが異常発熱して出火した可能性が考えられるが、焼損が著しく、詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
85	A202200014 令和2年11月3日(福岡県) 令和4年4月7日	ミシン	HZL-CX3	JUKI株式会 社	(火災) 当該製品を焼損し、周辺を汚 損する火災が発生した。	○当該製品付近から出火する火災があり、事故発生時、当該製品は使用されていなかったが、当該製品の電源プラグは壁コンセントに差し込んだ状態であった。 ○当該製品は全体的に焼損が著しく、電源ヒューズは焼失しており、確認できなかった。 ○残存していた電源基板の搭載部品に出火の痕跡は認められなかったが、電源基板自体は原形をとどめないほど、焼損が著しい状態であった。 ○その他、当該製品の確認できた電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の焼損は著しく、一部の部品の詳細な状態が確認できないことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
86	A202200059 令和4年4月9日(静岡県) 令和4年4月26日	リチウム電池 内蔵充電器	4000mAhパ ワーバンク	株式会社ヒ ロモリ	(火災) 車両内で当該製品及び周辺 を焼損する火災が発生した。	○当該製品の焼損は著しく、樹脂製外郭は背面の一部を残して焼失し、リチウムポリマー電池セルが露出していた。 ○電池セルは、アルミラミネートフィルム外装の片側が焼失し、電極体が露出していた。 ○電極体は、負極の銅箔は一部が焼失し、正極のアルミ箔が焼失していた。 ○制御基板は焼損が著しく、USB端子等の実装部品が脱落していたが、局所的な焼損等の異常は認められなかった。 ●当該製品は、内蔵のリチウムポリマー電池セルが異常発熱し、出火したものと推定されるが、電池セルの焼損が著しく、詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
87	A202200077 令和4年4月17日(大阪府) 令和4年5月6日	リチウム電池 内蔵充電器	A1271N12-9	アンカー・ ジャパン株 式会社	(火災、軽傷1名) 当該製品及び周辺を焼損す る火災が発生し、1名が火傷 を負った。	○当該製品は、直近の充電による満充電状態から1回使用した後、電池容量が定格の8割程度の状態で、室内に置いていた状態で出火した。 ○内蔵の3並列2直列のリチウムイオン電池セル6個のうち、1個の電池セルで封口部が開裂して電極体が吐出し、近接の外郭樹脂に焼損及び開口が認められた。 ○制御基板の銅箔パターンと実装部品に異常は認められなかった。 ○同等品を用いて実施した充放電試験では、製品仕様と電池セルの仕様を満たしていることが確認された。 ●当該製品は、内蔵のリチウムイオン電池セルが異常発熱して出火したものと推定されるが、電池セルの焼損が著しく、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
88	A202200087 令和3年12月25日(福岡県) 令和4年5月12日	電気蓄熱式湯 たんぼ	CR-C	玲和商社	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、接続端子に電源器を接続した通電状態で、本体内のヒーターの約半分の保護ケースが焼損し、ヒーター焼損部付近の本体及びカバーが焼損し、蓄熱液が本体内部から流失していた。 ○内部配線に断線等の異常はなく、本体の接続端子部に熔融痕等の異常は認められなかった。 ○蓄熱液注入口の栓は十分に押し込まれた状態で装着されて緩みはなく、蓄熱液注入口から蓄熱液が漏えいした痕跡は認められなかった。 ○サーモスタットの作動温度に異常は認められなかった。 ○ヒーターの一部を水(蓄熱液の代用)から出した状態で通電したところ、水面近くの大気中部分のヒーター表面温度は、通電開始後約48秒で560℃に達し、大気中のヒーター保護ケースが焼損した。 ●当該製品は、ヒーターの一部が蓄熱液の外に露出し、異常発熱して焼損したものと推定されるが、焼損が著しく、ヒーターが蓄熱液の外に露出した原因が不明であり、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
89	A202200115 令和4年4月7日(東京都) 令和4年5月20日	電気掃除機 (充電式、スティック型)	DC45	ダイソン株式会社	(火災) 事務所で当該製品のスイッチを入れたところ、当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品に非純正バッテリーを装着した状態で使用中に停止したため、電源をオンにしたが動作せず、何回かオンオフを繰り返した後、本体排気口から発煙して出火したとの申出内容であった。 ○当該製品の外観及びバッテリーとの接続端子に焼損等の異常は認められなかったが、モーター付近の排気カバー内側が焼損していた。 ○モーター制御基板は焼損し、モーター駆動回路の4個あるトランジスターのうち、2個が損傷、接続されていたジャンパー線が脱落していた。 ○モーター、電源スイッチ基板等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品に装着されていた非純正バッテリーの外観及び端子接続部に焼損は認められなかったが、使用開始時期、製品の詳細については確認できなかった。 ○取扱説明書には、「交換できるバッテリーは自社製の交換用バッテリーのみである。それ以外のバッテリーを使うと、火災あるいは爆発の危険がある。」旨、記載されている。 ●当該製品は、モーター制御基板上のトランジスターの不具合により、トランジスターが異常発熱し、焼損したものと推定されるが、トランジスターの不具合が当該製品に装着されていた非純正バッテリーの影響による可能性も考えられることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	